

橿原市 ひがしたけだドーム 利用料金改定のお知らせ

適用開始日 令和3年4月1日から

1. 改定内容

- (1) 利用料金を改定します。
- (2) 市外料金制度を導入します。
 - ・ 市外料金は、市内料金の2倍に相当する額です。

※ 新利用料金は、令和3年4月1日（木）以降の施設使用における支払いから適用します。
- (3) 利用料金改定内容

ひがしたけだドーム				
アリーナ	使用時間	改定後		改定前 料金
		市内料金	市外料金	
	1時間につき	1,040	2,080	1,040
照明設備	1時間につき	410	410	410

2. 市内料金の適用対象となる施設使用申請者

- (1) 橿原市内に住所を有する個人
- (2) 主たる事務所の所在地が橿原市内である法人又は団体
- (3) 主たる事務所をもたない法人又は団体であって、実際に使用する当該団体の構成員の半数以上が橿原市に住所を有するもの。

- ※ 上記以外は市外料金の適用となります。
※ 法人（会社、学校等）における部活、クラブ、サークルの場合、会社、学校の所在地を主たる事務所の所在地と見なします。
※ 市外料金の適用対象となる申請者も、抽選会に参加いただけます。

3. 市内料金適用の確認にあたり提出を求める書類 【令和3年2月開催抽選会から適用】

(1) 団体として使用申請する場合

- ※ 団体（共通の目的のために集まり、その目的のために継続的な活動を行う結合した集団）による体育館使用の場合は、必ず「団体」として使用申請してください。
(団体の例：法人、協会、部活、クラブ、サークル、同好会、チーム等)

◆抽選会に参加する場合

- ・ 抽選会参加受付時までに、下記書類を提出してください。

① 抽選会出席申込書【別紙①】

- ※ 抽選会出席のための申込書です。

② メンバー登録票【別紙②】

- ※ 主たる事務所を持たない団体で、市内料金の適用を希望する場合のみ、提出が必要です。
(実際に使用する当該団体の構成員の半数以上が橿原市に住所を有する者であること。)

◆(抽選会には参加せず) 使用申請する場合

- ・ 使用申請提出の際に、下記書類を提出してください。

① メンバー登録票【別紙②】

- ※ 主たる事務所を持たない団体が、市内料金の適用を希望する場合のみ、提出が必要です。
(実際に使用する当該団体の構成員の半数が橿原市に住所を有する者であること。)

- ※ 提出いただいたメンバー登録票【別紙②】は当該年度（使用年度）内において有効です。

- 主たる事務所をもたない団体でメンバー登録票の提出がない場合は、市外料金適用となります。

【次頁に続く】

(2) 個人として使用申請する場合

- ※ 「個人」として使用とは、上記3.(1)の「団体」以外による体育館使用です。
「団体」による体育館使用の場合は、必ず「団体」として使用申請してください。

◆抽選会に参加する場合

- ・ 抽選会参加受付時までに、下記書類を提出してください。

① 抽選会出席申込書【別紙①】

- ※ 抽選会出席のための申込書です。

◆(抽選会には参加せず) 使用申請する場合

- ・ 使用申請提出の際に、特に提出を求める書類はありません。